

## 食育基本法（抜粋）

### ■ 第1章 総則

#### 第6条 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

## 幼稚園教育要領（抜粋）

### ■ 第2章 ねらい及び内容

#### 健康（3 内容の取扱い）

- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物の興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

#### 環境（3 内容の取扱い）

- (2) 幼児期において自然の持つ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるように工夫すること。

## 保育所における食育に関する指針（抜粋）

### ■ 第1章 総則

(略)

食べることは生きる事の源であり、心と体の発達に密接に関係している。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うことが重要である。

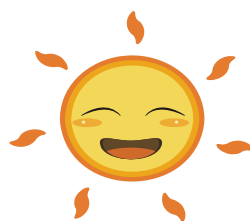
(略)

楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培う「食育」を実践していくことが重要である。

#### ■ 1 食育の原理

##### (1) 食育の目標

- ② 「食べたいもの、好きなものが増える子ども」になるには、子どもが意欲的に新しい食べ物に興味や関心を持ち、食べてみようとする試みができる環境が重要である。(略) 様々な体験を通して、いろいろな食べ物に親しみ、食べ物への興味や関心を育てることが必要である。(略)
- ④ 「食事づくり、準備にかかわる子ども」となるには、子ども自身が食事をはじめ、食べる行為を本当に楽しく、待ち望むものであるような体験を積むことが必要である。(略)
- ⑤ 「食べものを話題にする子ども」となるためには、食べものを媒体として人と話すことができるような環境が多くあることが望ましい。(略) 食べる行為が食材の栽培などいのちを育む営みとつながっているという事実を子どもたちに体験させ、自分で作ったものを味わい、生きる喜びにつなげたい。



## 中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課

〒700-8532 岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎

TEL:086-224-4511 FAX:086-224-4530

中国四国農政局ホームページ「食育ひろば」

<http://www.maff.go.jp/chushi/syokuiku/index.html>

- ・ 鳥取地域センター 消費・安全グループ TEL:0857-22-3131
- ・ 松江地域センター 消費・安全グループ TEL:0852-24-7311
- ・ 広島地域センター 消費・安全グループ TEL:082-228-9629
- ・ 福山地域センター 消費・安全グループ TEL:084-955-8642
- ・ 山口地域センター 消費・安全グループ TEL:083-922-5204
- ・ 徳島地域センター 消費・安全グループ TEL:088-622-6136
- ・ 高松地域センター 消費・安全グループ TEL:087-831-0827
- ・ 松山地域センター 消費・安全グループ TEL:089-932-1379
- ・ 高知地域センター 消費・安全グループ TEL:088-875-2155